

第13回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年5月29日（木）
開 会 午後2時00分
閉 会 午後2時45分
2. 場 所 名取市市役所6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第2号 非農地判断に対する意見について
議案第3号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地使用貸借権解約について
(2) 非農地証明願出について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請の取下について
5. 出席委員（26人）
会 長 15番 引地 長一
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
 4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭 11番 松浦 岩男
 12番 入間川 昭一 13番 佐藤 勝浩 14番 大内 繁徳
欠席農業委員 7番 佐伯 美和 10番 相澤 喜美
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 菅野 弘一
 4番 齋 重昭 5番 長田 満 7番 墨繪 広之
 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子 11番 松浦 正博
 12番 松浦 崇 13番 西山 剛 14番 相澤 早苗
 15番 川村 吉則
欠席推進委員 6番 渡邊 定信 10番 浅井 照久
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第13回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第13回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名、計26名出席です。よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となり議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（引地長一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

12番 入間川 昭一 委員 13番 佐藤 勝浩 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。渡邊正明代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（渡邊正明委員）

第4班代表委員の渡邊正明です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年5月29日提出。

番号1、大字・字・地番は、植松二丁目112番1。地目については、登記現況ともに畑。登記面積は626㎡です。権利種別は贈与。譲渡人、譲受人については議案書の通りです。経営面積は無し。世帯員4人、労力人は3人です。備考欄は、贈

与で当事者間の合意によるものです。

位置図、公図は議案書2ページ。農地法第3条の判断基準は、担任委員会資料の1ページをご覧ください。

申請地は、雷神山古墳の西側に位置しているところです。議案書の2ページの公図にある当該地の隣接地112番4と、131番5は譲受人の住宅地となります。また公図では判断できませんが、実際は高低差があり当該地から住宅を見下ろす地形になっています。雷神山古墳の裾野、山のなだらかな傾斜があるところです。譲渡人・譲受人の関係については、譲受人の会社に譲渡人が長年勤めており、日頃大変お世話になっていること、また今まで農地使用賃借権で借りていた方が、耕作できなくなったための解約に伴い、所有者である譲渡人自身も耕作できないことから、贈与することになったものです。なお、議案書の9ページ報告事項(1)に、この案件に係る解約の申請があります。今回の譲受人は新規就農として、初めて農作物を栽培となりますが、既に現地には梅、ぶどう、柿などの果樹が栽培されており、今後は栽培した野菜と果樹を自身が経営する会社等で販売する予定です。また農機具は軽トラックと草刈り機を所有しており、承認後は耕運機を購入するとのことです。よって議案第1号1番については、5月26日の担任委員会で現地調査を行い、譲渡人・譲受人から実情調査したところ、農地法第3条の判断基準を満たしており、問題は無いと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の西山剛委員より意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（西山剛推進委員）

議案第1号1番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。新規就農に係る贈与で、営農計画書や農業機械購入計画書の提出もあり、今後は家族で適正に管理を行うことを確認しました。申請地も適切に管理されており、今後も同様に管理されるものと考えます。以上1番について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見などをいただきました。この案件について、質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

なしの声が出ましたので、議案第1号について採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案の通り決定といたします。

《議案第2号 非農地判断に対する意見について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第2号非農地判断に対する意見について議題といたします。それでは渡邊正明代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（渡邊正明委員）

議案第2号非農地判断に対する意見について。このことについて、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行うため、農地法の運用についての制定について、平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農振振興局長通知第4の規定により、農業委員会の意見を求めるため提案する。令和7年5月29日提出。

番号1、大字・字・地番、高館川上字台72番。地目は登記現況ともに畑。登記面積357㎡。所有者住所氏名は議案書網掛けの通りです。備考、当該土地について、令和7年4月24日付け東北農政局より相談、相続土地国庫帰属制度に関する照会があり、現地を確認したところ、竹林を伐採した痕跡はあるが、抜根まではなされていない状況であった。位置図・公図について、議案書の4ページ。農地転用許可基準及び審査内容、（非農地判断）、担任委員会資料の2ページをご覧ください。

申請地は、名取駅西口を西へ1.5kmの右側に位置しているところです。当該地の隣接地70番、ここでいうと資料の4ページの公図で、以前70番には、所有者の家がありましたが、今は取壊し更地となっております。所有者が相続土地国庫帰属制度を利用し、申請手続きを行ったことにより、法務局から東北農政局経由で農業委員会事務局に対し、農地もしくは非農地の判断を委ねられた案件です。

5月26日担任委員会で現地調査を行い、確認したところ以前は畑だったと思われるが、放置していたため竹林状態となり、伐採はしたものの切株、根っこが残っている状態、また土地の地形は傾斜しており、これを排除するのは困難と思われます。よって、議案第2号1番については、非農地扱いとするのが妥当と考えます。

なお、実情調査は東北農政局からの依頼のため、当事者の聞き取り調査は実施しておりません。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。

次に、農地利用最適化推進委員の西山剛委員より、意見などについてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（西山剛推進委員）

議案第2号1番について、担任委員会の現地調査に同行しました。現況更地となっておりますが、竹林の伐根はされていない状況であり、農業機械や重機による農地への復元は困難であると考えられます。以上、1番について非農地と判断することはやむを得ないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。

ただいま両委員から説明、意見などをいただきましたこの案件について、質問はありませんか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

11番松浦です。確認したいのですが、72番は分りましたが辺りの70番、71番はどのような扱いになっているのか。農地なのか竹藪か何か、現地確認の状況を教えてもらいたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

渡邊代表委員どうぞ。

○ 4班代表委員（渡邊正明委員）

担任委員会で確認したところ、両側は竹林というか、もう竹藪になっています。その申請された方については、72番を国庫に返すということですが、70番については農地ではなく宅地なので、この70番については、今回の判断の対象外ということになります。参考ですが、この土地を国へ返すには手数料が20万円ほどかかるそうです。国に土地を返すと言ってもお金がかかることになるようです。

○ 議長（引地長一会長）

松浦委員よろしいでしょうか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

72番、これは国に返すものですね。

○ 4班代表委員（渡邊正明委員）

その通りです。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

ただ非農地の証明願だけではないのですね。

○ 4班代表委員（渡邊正明委員）

そうです。東北農政局の方から72番についてのみ、この土地が農地なのか非農地なのかの判断を農業委員会を出して下さいということで、70番は元々宅地なので対象外ということです。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

はい。わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいですか。他にございませんか。

○ 14番（大内繁徳会長職務代理）

14番の大内です。この72番ですが、相続絡みではなくて自分から国に返すという話で進んでいるのでしょうか。お教え願えればと思います。

○ 議長（引地長一会長）

事務局お願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

現所有者は今回相続することによる帰属ではありません。以前に相続で土地を取得した状況であり前から所有しているものです。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいですか。

○ 14番（大内繁徳会長職務代理）

はい。

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。無しでよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

議案第2号について原案の通り、決定してよろしいかお諮りをいたします。
賛成の方は挙手をもって、お願いいたします。

〔全員挙手〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員ですね。議案第2号については、原案の通り決定することになりましたのでありがとうございました。

《議案第3号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第3号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について議題といたします。事務局説明をお願いします。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは議案書5ページをお開き願います。

議案第3号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について。このことについて、令和7年5月9日付で、宮城県農地中間管理機構から農用地利用集積等促進計画（案）について設定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律、平成25年12月13日法律第101号、第18条第3項の規定により、当該計画（案）について、農業委員会の意見を令和7年6月4日までに求められているので提案する。

1意見を求められている内容、次の農用地利用集積等促進計画（案）のとおり、令和7年5月29日提出。

農用地利用集積等促進計画（案）の概要、1、利用権を設定する土地、田51筆、面積6万8,412㎡。畑23筆、面積4万2,258.27㎡。合計74筆、面積11万670.27㎡。

2、利用権を設定する土地、①利用権の種類、賃借権設定19件。②賃借権の存続期間、10年、19件。③借賃、10a当たり5,000円が3件、7,000円が15件、8,000円が1件。④借賃の支払い方法。毎年11月25日までに、本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

3、県広告予定年月日、令和7年7月25日。

4、詳細につきましては、6ページ以降に詳細があります。以上よろしく願いいたします。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございました。このことについて、皆様から意見を頂戴いたします。何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、議案第3号は原案の通り承認といたします。

《報告事項（1）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（2）非農地証明願出について》

《報告事項（3）農地法第5条の規定による許可申請の取下について》

○ 議長（引地長一会長）

報告事項（1）農地利用貸借権解約について、（2）非農地証明願出について、（3）農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて議題といたします。事務局説明をお願いします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

それでは9ページです。報告事項（1）農地使用貸借権解約について、このことについて、貸付人、借受人双方、農地の使用貸借権の解約について合意が成立した届出があり、下記の通り受理したことをここに報告する。令和7年5月29日提出。

番号1、大字・字・地番。植松2丁目112番1、登記地目畑、登記面積626㎡。

貸付人、借受人については記載の通り、合意解約成立年月日、令和7年5月1日。

土地引き渡し年月日、令和7年5月28日。備考、農地法第3条による使用貸借権を解約する。

10ページ、報告事項（2）。非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願の提出があり、下記の通り証明書を交付したことをここに報告する。令和7年5月29日提出。番号1、大字・字・地番、愛島笠島字東南沢66番7、地目登記畑、現況宅地。登記面積57㎡、願出人住所、氏名は記載の通り。備考、平成12年3月21日、農地法第5条許可済みであるが、願い出人が許可書を紛失したため、当該証明書を交付した。

11ページ、報告事項（3）農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、農地法第5条の規定による下記農地に係る許可の取り下げがあったことをここに報告する。令和7年5月29日提出。

番号1、大字・字・地番。高館熊野堂字余方中35番1、地目登記現況ともに畑。登記面積1,582㎡。高館熊野堂字余方中36番1、地目登記現況ともに田。登記面積1,672㎡、計3,254㎡。転用目的、資材置き場及び駐車場。届出人住所、氏名については、以下の通り。備考、契約解除による許可申請の取り下げ。以上となります。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました。

このことについて、何かご質問を頂戴いたします。何かございませんか。

○ 14番（大内繁徳会長職務代理）

14番の大内です、報告事項（3）ですが、先の3月総会で許可となっていたものでありますが、契約解除の内容について支障が無い範囲で結構ですので、ご説明いただきたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

事務局長お願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

今回取り下げに至った経緯ですが、借受人と貸付人の間で契約の内容、賃借料の捉え方に齟齬があったということです。年額と月額を取り違え解釈をしていたということで、貸付人の方から取り下げをお願いしたいということで、お互い合意に至り取り下げに至った経緯です。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

大内委員よろしいですか。

○ 14番（大内繁徳会長職務代理）

はい。

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

無いようですので、報告事項（1）から報告事項（3）について承認いたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔6月の農業委員会行事日程の説明〕

〔5月の農家相談、苦情等相談内容について報告〕

〔地域計画に関するアンケート調査に対する協力依頼について〕

〔令和7年度農地等の利用の最適化に関する意見について〕

〔宮城県農業会議から意見交換会の申し入れについて〕

○ 議長（引地長一会長）

農業委員会の総会は、農業委員のみ発言権限があり、今までは推進委員の意見は控えてもらっていました。そこで今後について、特例としてかどうかはわかりませんが、総会案件に推進委員の担当地域の議案があった場合、担当地域の推進委員が質問出来ることについて、諮りたいと思います。

今までは意見等々は無く来ましたが、農業委員の説明、担任委員会にあたっている方が述べた後に、補足として詳しく地元の委員から地元の案件に限り質問してよろしいか。だめか、その辺を詳しい人に発言してもらえば、より内容が把握出来るので、その様にしてもいいのかと思うので、委員皆さんの意見を伺います。

○ 12番（入間川昭一委員）

委員さんがわからないところを補足説明するため、指名いただいた方が補足説明しても結構なことだと思います。

○ 議長（引地長一会長）

分からない所の補足説明で高館地区の例であれば入間川昭一委員が、地元の内容

が分っているので、その案件について詳しく皆さんに紹介すれば、なるほどとわかると思いますので、皆さんどうですか。

○ 12番（入間川昭一委員）

同じ高館地区のことでも、私は下の地域であり分らない所もあり、最適化推進委員の川村氏から補足説明いただいた経緯がありますので、その様な場合ご指名いただいた方に、補足説明していただければ結構だと私は思います。

○ 議長（引地長一会長）

皆さん、委員さんよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○ 13番（佐藤勝浩委員）

はい。13番佐藤勝浩です。今のお話、良いことと思いますが、ルール作りは必要だと思いますので、担任委員会委員が説明、担任の最適化推進委員が説明。それ以外で、ご当地の最適化推進委員の方で何か分っていることがあればということで、会長が指名し、発言を求める。というようなルールは必要だと思いますのでご検討いただければと思います。

○ 議長（引地長一会長）

はい。今の意見はいいと思いますので、あとは事務局長と相談をしながら、その様な方向性で考えていますので、宜しいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございます。私からは以上です。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

その他として、私の相談になりますが、河川敷の土地は農地に入っているのか、税金は取られているが河川敷であり、私もその土地を国に返したい気持ちがあり、その場合どの様な手続きが必要となるか教えて頂きたいが。

○ 議長（引地長一会長）

はい。わかりました。松浦委員さんが言われた事です、私もその様な案件がありました。それが河川敷で名取川に起因して全部崩れていった農地があり、川に土地もないのに税金が掛けられるのはどうなのかということで、課税対象から外してもらった経緯がございます。市が課税するのでその手続きはどの様になりますか。

○ 事務局（仙石事務局長）

詳しくは、課税については税務課ということなので、固定資産税係にご相談をいただければと思います。私も前に税務課におり状況把握はしているので、詳しく確認いただければと思います。また国庫帰属制度ですが、こちらは法務局へ事前に相

談いただく形になりますので、仙台にある法務局へ事前予約をしてからご相談いただければと思います。事前相談をしてから段階を踏んでいくというような形になります。よろしくお願いいたします。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいですか。はい。ありがとうございます。

その他ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。はい。無いようですので、これをもちまして第13回農業委員会総会の一切を終了といたします。事務局どうぞお願いします。

【閉 会】

午後2時45分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和7年5月29日

名取市農業委員会
議 長

引地長一

署名委員12番

入間川 昭一

署名委員13番

坂藤 勝浩